

令和元年度 第1回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和元年8月1日（木） 10時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本委員、三津橋委員、氏家委員、井田委員、伊藤委員、神代委員、
梅本委員、中村委員、長原委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

傍聴者：2名

<事務局：佐藤課長>

定刻となりました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の進行を務めます、建設水道部建設総務課長の佐藤でございます。よろしくお願ひ致します。

本日の審議に入らせていただく前に、本審議会の構成、任期について簡単にご説明させていただきます。

本日お集まりの委員の皆様は、本年6月30日の任期満了に伴う審議会委員の改選により、新たに決定させていただきました。

委員の構成は、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に従い、石狩市都市計画審議会条例において規定しており、学識経験者、市議会議員、北海道の職員、本市の住民で構成し、委員は10人以内としております。

また、任命期間は同条例で2年としており、今期の任期は、本年7月1日から令和3年6月30日までとなっております。

なお、委嘱状につきましては、テーブルの上に置かせていただいております。恐れ入りますが、これをもって、交付に代えさせていただきます。

次に会議の成立要件でございますが、本日の出席者は委員10名のうち欠席の田中委員を除く9名でございます。また、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告致します。

事務局からの説明は以上であります。

これより審議会の開催ということで、本来でありましたら、会長から開会宣言をいただくところでございますが、本日は、会長が決まっておられませんので、代わりに建設水道部長の清水から開会の宣言をさせていただきます。

<事務局長：清水部長>

ただいまより、「令和元年度 第1回 石狩市都市計画審議会」を開催致します。

<事務局：佐藤課長>

それでは、委員改選後初めての審議会の開催にあたりまして、白井副市長より、ご挨拶を申し上げます。

<白井副市長>

おはようございます。令和元年度第一回石狩市都市計画審議会開催にあたり、本来であれば加藤市長より挨拶をするところですが、出席ができませんことから、私より一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては日頃から本市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度何かとご多用のところ、本審議会委員の就任を快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。本年は元号が「平成」から「令和」となり、本市におきましても、20年ぶりに新市長が誕生するなど時代の大きな節目となる新たなスタートの年であると感じているところであります。このような中、都市計画行政の動きについてであります。これまでの都市の拡大をコントロールするという考えから人口減少・超高齢者社会の到来や、モータリゼーションの進展などの社会情勢の変化に伴い、都市のコンパクト化やネットワーク化という考えに移行しており本市におきましても、これらの変化に対応したまちづくりに取り組んでいるところであります。それらの取り組みの中で現在、今年度中の完成に向け策定作業を進めている「(仮称)石狩市都市骨格方針」につきましては、大きく変化する社会情勢の中にあっても、本市の有する様々な魅力を活かし、持続可能な街づくりを推進するための今後の都市整備の指針となる計画であり本日の審議会におきましては、その素案をご説明させていただければと存じます。

将来に向けたまちづくりを進めていく上で本審議会におきましては、これまでも大きな役割を担っていただいておりますが、今後の2年間におきましても、本市に対しまして忌憚らないご意見、ご助言を賜ればと存じます。改選後の本審議会開催にあたり、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

<事務局：佐藤課長>

白井副市長は、このあと他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【 副市長 退席 】

<事務局：佐藤課長>

それでは、審議会の「会長」の選出を行いたいと思いますが、これに先立ち、仮議長を選

出し、議事を進めていただきたいと思います。

仮議長につきましては、事務局の方で提案させていただいてよろしいでしょうか？

《 「異議なし」 の声 》

<事務局：佐藤課長>

ありがとうございます。それでは、三津橋委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 「異議なし」 の声 》

<事務局：佐藤課長>

三津橋委員、よろしくお願い致します。

<三津橋議長>

仮議長にご指名をいただきました、三津橋でございます。よろしくお願い致します。

審議会第4番目の「会長」の選出を行いたいと思います。

会長の選出につきましては、「石狩市都市計画審議会条例第4条第1項」で、「学識経験のあるものにつき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」とされております。立候補、あるいは推薦という手法があるかと思いますが、いかがでしょうか？

どなたか、立候補、または推薦などございませんか。

《 「岡本委員を推薦します」 の声 》

<三津橋議長>

只今、岡本委員を推薦する声がありましたが、他に推薦などはございませんか。

《 特に発言なし 》

<三津橋議長>

それでは、会長に岡本委員と言う事ですが、岡本委員いかがでしょうか。

【岡本委員 了承】

<三津橋議長>

皆さん、ご異議はございませんか。

《 「異議なし」 の声 》

<三津橋議長>

ご異議がないとのことですので、会長には、岡本浩一委員が選出されました。
これより先は、会長の議事進行により取り進める事となります。
それでは、岡本会長よろしくお願い致します。

<岡本会長>

改めまして、今審議会会長を仰せつかりました岡本です。

前の期もやらせていただいていた、皆様方から暮らしの実感を伴った発言ですとか、それぞれのお立場をよく考慮されて、市民の皆様により良い街を作っていけるような、とても示唆深い発言など様々いただきましたけれども、今期も是非とも同じ様に、より住み良い石狩市の実現が出来るように、様々な立場からそれぞれ専門・見識等いただければと思いますのでよろしくお願いします。

続いて、会長代理を指名したいと思います。「石狩市都市計画審議会条例第4条第3項」に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する」となっております。会長代理に「三津橋委員」をご指名したいと思いますが、三津橋委員いかがでしょうか。

【 三津橋委員：承諾 】

<岡本会長>

三津橋委員、よろしくお願い致します。

この度、委員改選により、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さまから自己紹介いただきたいと思います。まずは三津橋委員より順次お願い致します。

<三津橋委員>

商工会議所から推薦を受けました、三津橋でございます。
よくよく見ると六期目と書いてあって一番古くなりました。
よろしくお願い致します。

<氏家委員>

石狩市農業協同組合、常務をやらせていただいております、氏家でございます。
どうぞよろしくお願い致します。

<井田委員>

北海道科学大学から参りました、井田と申します。よろしくお願い致します。

<長原委員>

一般公募で公募しました、長原と申します。よろしくお願い致します。

<中村委員>

一般公募の中村です。よろしくお願い致します。

<梅本委員>

札幌建設管理部当別出張所の梅本と申します。

昨年に引き続き、また続けさせていただきます。よろしくお願い致します。

<神代議員>

石狩市議会議員の神代と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。

<伊藤委員>

市議会議員の伊藤です。よろしくお願い致します。

<岡本会長>

はい、ありがとうございました。

続いて、事務局の皆さまも、自己紹介をお願い致します。

<事務局長>

建設水道部長の清水でございます。どうぞよろしくお願い致します。

<建設総務課長>

改めまして、建設総務課長の佐藤でございます。よろしくお願い致します。

<計画担当主査>

建設総務課計画担当主査の木本と申します。よろしくお願い致します。

建設総務課計画担当主査の植木と申します。よろしくお願い致します。

<岡本会長>

はい、ありがとうございました。

それでは、審議会を進めていきたいと思います。次第によると6番ですね、事前説明案件、本日は①②、2つあります。①が「(仮称)石狩市都市骨格方針素案について」、②が「札幌圏都市計画地区計画(石狩都心地区)の変更について」という2点であります。

これについて、事務局から説明いただきたいと思います。

よろしくお願い致します。

<事務局：佐藤課長>

それでは、事務局から説明させていただきます。それでは議題でございますけども、今会長からご説明いただきました2点でございます。説明に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思います。皆様に事前にお送りさせていただいたものとしまして、「次第」それから「事前説明資料の1」、それから「事前説明資料の2」、それから「参考資料」、この4つをお送りしております。それで、机の上には本日の修正資料と致しまして、このA3の折れたもののホチキスとめが一つ、それから名簿というかたちで配付させていただいておりますが、お揃いでしょうか。ありがとうございます。それでは資料確認も終わりましたので、この2件について事務局の方から説明させていただきます。

<事務局：木本主査>

改めまして、建設水道部建設総務課計画担当の木本と申します。

はじめに、事前説明案件の「①(仮称)石狩市都市骨格方針の素案について」、ご説明させていただきます。

前回の平成30年度の審議会において、本日の都市骨格方針のコンセプトをご説明致しましたが、今回はその内容も含めてご説明致します。

また、この素案は現在、国、北海道とも協議中でありまして、今後、市民説明会なども予定してございます。その中でいただいた意見を踏まえ、さらに変更していく可能性がございます。

従いまして、個別具体の説明は次回以降にさせていただきます、本日は計画の骨格的な部分を中心に説明させていただきます。

なお、今回の資料はボリュームがございますので、ご意見、ご質問につきましては、本日を含め、次回以降の審議会においても、機会を設けさせていただきます。

それでは座って説明させていただきます。

説明にあたりましては、お手元の資料を基に説明させていただき、スクリーンで補足させていただきます。また、委員の皆様は資料を送付させていただいた後、表現が分かりづらい点など、修正させていただいております。

お手元に当日資料として、先ほどお話しさせていただいたA3版折込1枚と、A4版3枚の、計4枚、ホチキス止めをしているものを配付させていただいておりますので、説明のときに、ご案内させていただきます。

それでは、はじめに、「(仮称)石狩市都市骨格方針について」、この方針の策定にあたってご説明させていただきます。

策定にあたっては、次の2点を考慮しております。

1点目は、お手元の資料の1ページをご覧ください。

「(仮称)石狩市都市骨格方針について」とありますが、現在、市の建設部局で所管しております、個別の計画である「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「住生活基本計画」が、計画満了の時期を迎えております。これら3つの計画の全面改定の機会を捉え、さらにプラスして、コンパクトな都市構造への転換を視野に、国において近年新たに創設された、「立地適正化計画」を加えた、4つの計画を同時に策定し、統一性・整合性の図られた1本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画を目指すものです。この1つにまとめた計画を、現在、仮称で「石狩市都市骨格方針」と呼んでおります。このような、策定方法は全国でも非常に珍しい取り組みではないかと思えます。

2点目は、資料の49ページをご覧ください。

上の図は平成13年に策定した時の図ですが、既に、コンパクト化と環境に優しい生物多様性を意識したものとなっていることから、本方針の策定においても、平成13年に策定した「石狩市都市マスタープラン」を再点検、確認などを行ったうえで、この6つの暮らしぶりを継承し、基本ベースとすることとしました。

また、その下の、「本計画の改定」の下の段、「改定の考え方」の2段落目ですが、「計画の改定にあたっては、平成13年の計画策定時に、ワークショップの手法により延べ人数で約900名もの市民の方々に参加いただき、先ほど6つの暮らしぶりにもありますように、今日に通ずる、様々な提案をいただいておりますことから、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本」としています。

このことから、今回の改定では、ワークショップの手法は改めて行わず、市民説明会やパブリックコメント手続きなどを経た上で改定作業を取り進めて参りたいと考えております。この改定における考え方を基に、今回、都市骨格方針を作成しているところであります。

資料の1ページに戻っていただきます。

次に、計画期間に関しましては、中段の「策定の背景・目的」の最後の段落にありますとおり、令和2年から令和22年までの概ね20年間としております。

次に、下の図で、(仮称)石狩市都市骨格方針の位置付けとして、上位計画、関連計画との位置付けを図で示しております。なお、この都市骨格方針は、毎年実施する個別具体の施策、整備のための計画ではなく、あくまでも市の、主に都市整備に関する今後の方向性を示すものであります。図の一番下に、「都市整備に関する個別計画(道路、公園、下水道、住宅など)」を記載しておりますが、上にある、都市骨格方針を受けて、これら個別計画を策定し、実際の事業を行っていくこととなります。

資料の3ページをご覧ください。

ここでは、「都市骨格方針の構成」を示しております。

第1章は共通編として、各章に関係する内容を記載しております。次に、第2章から第5章で各計画を記載しております。そして、その後、資料として「解説編」と「分析データ編」を盛り込んでおります。

この構成は、まず第1章から第5章の前半に、各計画の結論となる施策と取組方針を記載しており、後半にその考え方、根拠などを表した解説編と分析データを配置するという構成で作成しております。

それでは、第1章の共通編から、順にご説明致します。

資料の5ページをご覧ください。

上が第1節、全体構想となっております。本市は立地条件的に積丹方面から小樽、石狩、オロロンラインを経由して稚内に延びる道路と、新千歳空港と石狩市の原動力となっている石狩湾新港地域を結ぶ、道央圏連絡道路との結節点を有することから、多くの産業が生み出される場所であり、これからを活かした4つの大きな方針を、四角の中に示しております。これらを踏まえ、目指す都市像を「北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市」としております。

次に、下の第2節、地域別構想でございます。

地域の特徴を踏まえ、市域を4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンにおいて、地域づくりの方針を設定しております。そして、設定にあたっては、各ゾーンの将来人口推計を踏まえ、「コンパクト+ネットワーク化された持続可能な都市」の形成を意識しながら、課題や対策を検討します。

次に、各計画の体系図をご説明致します。

資料は6ページですが、当日配布資料のA3版を折込んでいる資料をご覧ください。

先ほどご説明した、目指す都市像「北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市」を左側に記載しております。この都市像を目指すため、4つの大きな方針を示し、その方針を受けて、各地域、各地区の課題を、この都市骨格方針の中にある、4つの計画のどの計画でどのように対応、検討していくかを、図で表したものであります。

今までは、これら4つの計画が独立しており、1冊、1冊、それぞれ見なくてはいけなかったのですが、この都市骨格方針は、このようなインデックスを用いて、この1冊で関係する内容が把握できることで、市民の皆様が見やすいものになることを目指し、作成しているものでございます。

それでは次に、第2章の都市計画マスタープランをご説明致します。

資料の8ページをご覧ください。

下の赤字で記載しておりますが、この章は都市計画法に規定する、本市の都市計画に関する基本方針としており、法の規定に基づき策定するものとなっております。

資料の10ページをご覧ください。

こちらは、土地利用の方針の全体図となっております。各ゾーンについて、施策の方向性を記載しております。

最初に、森林環境ゾーンですが、道の駅石狩「あいろーど厚田」を拠点とした、観光施設の充実化をはじめ、9項目ほど記載しております。なお、項目のはじめに付いている、白丸、黒丸ですが、白丸は現在の都市計画マスタープランからの継続内容となっており、黒丸は、最後に「新規」と記載させていただいておりますが、今回、新たに項目立てさせていただき、記載しているものです。次に、森林観光ゾーンの下、海浜植物ゾーンですが、地域コミュニティ創出の取り組み、ほか、計5項目、図の右側の農業生産ゾーンでは、生産者の経営安定化や6次産業化及び札幌圏の食糧供給基地の機能を維持する取り組みへの支援ほか、計6項目盛り込んでおります。

次に一番下の、都市機能ゾーンですが、次のページ以降、拡大図により表示しております。都市機能ゾーンでは、工場などが集積する石狩湾新港地域と、人口が集中している市街地とに分けて、石狩湾新港地域を「情報推進・生産物流」検討地区、市街地を「都市居住」検討地区としております。

次の11ページをご覧ください。

「都市機能誘導ゾーン」うち、「情報推進・生産物流」検討地区をお示ししております。こちらでは、「主要な幹線道路が通っている優位性を活かし、地域内企業や就業者及び地域利用者の多様なニーズに対応するため、関連計画やプロジェクトを踏まえ、周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区の変更を検討」のほか、7項目記載しております。

次に、市街地である、「都市居住」検討地区であります。

資料の12ページをご覧ください。

「都市居住」検討地区の施策については、一番上に共通方針を示しており、下の図にある吹き出しの中に、地区ごとの項目を示しております。

地区ごとの新規の項目と致しましては、左上の樽川地区では、「子育て世帯を支援するための土地利用や地区公園の多面的な利用の検討」、その下にございます花川南地区では、「地区特性を踏まえ、土地の高度利用を視野に入れた用途地域の見直しや地区計画などの活用の検討」と「増加する空き家に対する取り組み」、その右上の花川北地区では、「子育て環境の充実や、地域コミュニティの場としての活用を図るため、地区内公園の有効活用や再整備」、その右下の花畔地区では、「居住誘導を図りながら、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域として、魅力ある市民サービスを提供できるよう、必要に応じて地区計画の見直しを検討」のほか、「行政サービスの機能の維持、誘致など、公的施設の整備推進を図り、未利用地の活用を促進」、その下ですが花川東地区では、「市有地を含めた未利用地の有効活用を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しの検討」、最後に、その下に緑苑台地区では、「未整備、未利用地の整備促進」を盛り込んでおります。

次に第2節、総合交通体系の方針から、第5節、その他の都市施設の方針について、順にご説明致します。

お手元の資料は13ページから17ページとなります。

はじめに、総合交通体系の方針では、2つのページにかけまして、将来に向けた、「道路

網・道路整備の方針」や「公共交通網の方針」を盛り込んでおります。新規の項目と致しましては、市で今年策定しました、「石狩市地域公共交通網形成計画」、「石狩市自転車活用推進計画」と連携して、各種施策を行っていくことを盛り込んでおります。

次に、「都市防災の方針」では、新規の項目として、一番上の「防災拠点の強化と都市基盤の耐震化の取り組み」について、石狩市の地域防災計画などの各種計画と連携した記載内容の取り組みを盛り込んでおります。

次に、「景観形成の方針」では、概ね、現在の都市マスタープランの個別施策を継続していきますが、本市において、近年、風力発電施設について、ゾーニングやガイドラインを設けておりますことから、適正配置と景観への配慮の周知について、新たに盛り込んでおります。

次に、「その他の都市施設の方針」は、下水道をはじめとした、都市計画で定めている施設について、新たに盛り込みました。なお、公園、緑地につきましては、記載内容の重複を避けるため、第4章緑の基本計画に集約して盛り込んでおります。

都市計画マスタープランの説明は以上です。

次に、第3章の新たに策定する「立地適正化計画」について、ご説明致します。資料は18ページからとなっております。

ここでは、はじめにご説明した、第1章の共通編にあった、地域別構想で設定した4つのゾーンのうち、石狩湾新港地域や住宅市街地である「都市機能ゾーン」における都市の展開に特化し、居住や都市機能の誘導を推進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指しております。

資料の19ページをご覧ください。

最初の、「立地適正化計画とは」では、制度の趣旨を記載してございます。次に、「立地適正化計画の対象区域と定めるもの」では、対象区域は都市全体を見渡すという観点から都市計画区域内とし、定めるものは、居住誘導区域と都市機能誘導区域としております。また、この居住誘導区域と都市機能誘導区域はどのような区域に定めるかというのは、その下段に、それぞれ記載してございます。

次に、立地適正化計画によるまちづくりの方針、ターゲットについてであります。

資料の20ページをご覧ください。

本市の経済活動の中核をなす石狩湾新港地域は、就業者総数2万人を超えと言われており、その約7割が石狩市以外からの通勤者であるという調査結果も出ております。そこで、この新港への就業者を、石狩市へ移住・定住していただくための魅力あるまちづくりを推進することとしております。そして、目指す都市像、必要な施策・誘導方針については、大きく3点、「誰もが安心・安全で歩いて暮らすことのできるコンパクトなまちへ」、「誰もが元気で快適に暮らし続けることのできるまちへ」、「環境に優しい、低炭素社会を実現するまちへ」の、大きく3つの施策を推進してまいります。

次に、居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定についてご説明致します。

お手元の資料の22ページから23ページになりますが、23ページにつきましては、本日、差し替え資料として配付しているものをご覧願います。

居住誘導区域は花川、樽川地区を中心とした、現在の「市街地」を想定しております。都市機能誘導区域は23ページの上の図ですが、市役所周辺の地域、都市機能誘導区域内の誘導施設につきましては、「市役所」や「国、北海道、市等の行政機能を有する施設」の行政機関や図書館、3,000平方メートルを超える商業施設としております。このうち、下の表の右の欄の配置方針に「丸」を付けている、「国、北海道、市等の行政機能を有する施設」及び「3,000平方メートルを超える商業施設」につきましては、優先的に誘導することとしております。なお、区域の設定の考え方につきましては、資料の21ページを後ほどご覧いただければと思います。

次に、居住誘導区域、都市機能誘導区域のほか、地域の特性にあわせた市独自の施策を展開するため、任意のエリアを設定しております。

資料の24ページをご覧願います。

右上の緑色の「環境居住エリア」、真ん中、新港地域に配置しております紫色の「道央圏広域サービスエリア」、市街地に設定しております赤色の「一般商業エリア」、これらのエリアについて、それぞれの方針に沿って施策を展開してまいります。

次に、成果目標に関してですが、大きく3項目記載しております。

資料は26ページですが、本日、差し替え資料として配付しているものをご覧願います。

大きく3項目ございまして、1つ目が「居住誘導区域内人口の維持」、2つ目が「公共交通の利用者増」、3つ目が「都市機能誘導区域内で設定する誘導施設の増」を盛り込んでございます。立地適正化計画の説明は以上になります。

次に第4章、緑の基本計画についてご説明致します。

資料は29ページですが、本日、差し替え資料として配付しているものをご覧願います。

本市の現状と今後の目標につきまして、現状としましては、市域のおよそ7割が森林であり、親水空間も豊富であり、国定公園もございます。また、現在の計画にございます、10万本植樹運動も継続して行われている状況であります。また、市街地に目を向けると令和元年現在、1人あたりの都市公園面積は23平方メートルであり、全国平均10.3平方メートルを大きく上回っており、これが将来においても、市域全体を捉えると緑地は十分に確保されるものと考えております。これらのことから、これまでの計画のような緑の量を確保する、という数値目標は設定致しません。量より質を重視した様々な取り組みを推進してまいります。

次に緑の方針についてであります。

資料の30ページをご覧願います。

大きな方針といたしましては、今までの計画の施策を引き継いでいきますが、新たな考え方として、まとめますと、原則公園や緑地の新たな整備を行わず、今ある公園、緑の機能更新や他用途への有効活用を図っていくことを、今回新たに盛り込んでおります。

緑の基本計画の説明は以上です。

次に、第5章「住生活基本計画」でございます。

資料の33ページをご覧ください。

住宅施策の方針として、住生活基本計画の位置づけについて示しており、図の真ん中、「石狩市住生活基本計画」があります。

この計画は国、北海道が策定する「住生活基本計画」と整合を図り、都市骨格方針による都市整備の考え方を踏まえた、本市の住宅施策に関する基本計画となるものです。この計画につきましては、都市骨格方針を構成する計画でございますが、同じ建設水道部内の建築住宅課が作成しております。

作成作業は都市骨格方針、住生活基本計画、それぞれ同時平行で進め、住生活基本計画については建築住宅課で今後パブリックコメントを行い、都市骨格方針については、住生活基本計画は別途作成することを含め、私ども建設総務課でパブリックコメントを行います。その後、パブリックコメントを経て出来あがった住生活基本計画の、イメージと致しましては概要版のようなものを、このページにはめ込み、諮問・答申をいただくこととしており、完成版をご覧ください。市民の皆さまには、都市整備に係る統一性、整合性の図られた計画として、見ていただけるように致します。なお、パブリックコメントにつきましては、都市骨格方針、住生活基本計画、同時期に行います。

住生活基本計画の説明については以上です。

そして、今回ご説明させていただきました内容に至った経緯、根拠、データ等を後半の資料解説編、分析データ編に記載しております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明致します。

今月19日から21日まで、市内3箇所のコミュニティセンターにおいて、市民説明会を開催致します。その後、9月、10月に開催予定の本審議会において、委員の皆様からのご意見もいただきながら原案を作成致しまして、12月にパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、案を作成し、1月、2月に、本審議会にて諮問をし、答申をいただきたいと考えております。

事前説明案件1は以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。一つ目を説明いただきました。

こちらについて、大きな話なので詳細については今後、市民の意見等も踏まえて少し変わることもあるかもしれないということでした。それよりも、全体のこの仕組み、仕立て方とか表現、気になる点などありましたらご指摘いただきたいと思います。何かご意見、ご質問はありますか。

<梅本委員>

今回、都市骨格方針という事で、新たにこれは4つの計画を含めて、それを総合的にやられるということで、立地適正化計画は新規に策定するという事ですね。それで、従来あった都市計画マスタープランとか緑の基本計画、住生活基本計画、これを機に改定して、全てを新しくするという事ですね。

かなり内容的にもボリュームがあって、これから市民の方にパブリックコメントをいただくにしても、非常に、市民の方も理解をするというか、意見を述べるにしても、結構大変かなというところがありますので、パブリックコメントの取り方とかは、工夫がちょっといるのかなと思います。

ひとつの計画、例えば、緑の基本計画についてだけであれば、何となく市民の方も非常に分かりやすいのかもしれませんが、今回はボリュームが結構ありますので。私もこれを見ていて、いろんな計画がある中で見ていくと、非常に中身が濃いので、というのが気になりましたので、パブリックコメントの取り方の工夫を考えられた方が良いのかなと思いました。

<岡本会長>

はい。今のご指摘について、事務局からは何かございますでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

今の段階、皆様に見ていただいているのは素案でございます。例えばこれが、今、北海道開発局には立地適正化計画の部分、それから北海道にはその他、都市計画マスタープランですとか緑の基本計画ですとか、そういった部分についての協議をさせてもらっている部分で、どんどんまたこれから変わっていったりもします。

ここでお話しさせていただいた内容というのは、8月のお盆明けに、まず市民説明会をしようと思っております。その段階でボリュームもありますから、まずはこの都市計画審議会のように、構成だとか、この計画の特色だとか、そういったものを理解していただいたうえで、またどんどんこれを煮詰めていって、12月位にパブリックコメントをしようかなという風には考えておりますので、ちょっと時間がとれるなかで、市民の皆様にご説明した時の反応ですとか、質問ですとか、疑問ですとか、そういうのを出来るだけ伝える様な形にして理解していただいたうえで、ご判断いただけるようなことでやっていきたいと思っております。

貴重なご意見、ありがとうございます。

<岡本会長>

ほか、いかがでしょうか。

<長原委員>

長原と申します。今までの計画作りとは違って、4つの計画を1つのものにまとめて、市

民に分かりやすくするという考え方は、非常に良いと思います。従来の行政計画は、どちらかという専門性過ぎて、なかなか市民には分かりにくいし、興味がわかないというか見る気がしないというか、ちょっと言い過ぎですけども、そういうことからすると、市民に見ていただいて、分かりやすく、共有出来るという考え方は非常に良いのではないかなと思います。斬新な、新しい手法だと思ひまして感心しました。

ただ、そのうえで一言申し上げたいのですが、一つは疑問というか質問としてはですね、具体的な成果目標だとか、具体的な施策という事が、立地適正化計画などには入っておりますけども、ほかの所には入っていないのですよね。それは、それぞれの計画の性格が違うのでこういうことになるのかなという気もしますが、もし、ご説明がありましたら、補足的にご説明していただければなど、これ2つ目です。

それから3つ目ですが、全体の「目指す都市像」という事の表題が「北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市」という表題になっています。ただ、その横の4つの基本方針という点では、そのほかのいろんな例えば、「住みよい魅力あるまちづくりの推進」というのが入っておりますので、目指すべき都市像自体がちょっと狭くなっているのではないかと、ほかのそういうものが入らない、イメージ的にそういう感じがするのですけども、それは私だけでしょうか。それは単なる意見です。石狩市の基本構想、まちづくり計画の基本構想では、30年後も持続可能なまちづくりという方向性が出されておりますけども、その表題から見てちょっと特化しすぎかな、という気がしなくもないのですが、まあそれは単なる私の意見、感想です。以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。各計画によって施策などの詳しさがそれぞれ違うのはどうしてだ、という話と、方針と都市像の所で書かれている内容と都市像に用いられている言葉は、結構限定的だというようなお話しだったと思いますが、事務局いかがでしょう。

<事務局：佐藤課長>

今のご質問の部分についてですが、この1ページの下の図をご覧いただきたいのですが、都市骨格方針は住生活基本計画、こちらは建築の方で作っていると、それから都市計画マスタープラン、緑の基本計画があります。ということで、これは何のためかという、下にありますが、都市整備に関する個別計画に対する方向性を示すもの、ということで、それぞれの各種インフラ整備の事業への計画、個別の計画ではないものですから、方向性ですとかそういうものを記す、という事であり大きな成果目標というのは、書かれていない印象があるかもしれません。その中で立地適正化計画というのは、位置づけでいきますと都市計画マスタープランの上位計画と言いますか、そのさらに詳細な部分の計画に位置するものでございまして、これにつきましては人口減少ですとか、これまで、外に外に広がっていった都市計画というものを、中に中にまとめていこうだとか、今までの考え方とは違う部分が、

都市計画マスタープランの上に計画として乗っかりますので、やはりこちらについてはですね、計画の作り方、そういったもの自体が若干詳しくなる、という様な事がございます。そのようなところで、長原委員がおっしゃるような違いになっているのかという風に、ご理解をいただければと思います。また、もう1つの「北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市」という目指す都市像の部分、これについては、今、石狩という部分については、この新港地区が、例えば、再エネの集積地になっているとか、データセンターですとか、新たなものが民間の中で計画されているなど、今までの物流だけじゃなくて、そういった新しいこれからの発展軸というのがあります。そこに多くの人達が、石狩の外、例えば札幌かなんかからもどんどん人が入って来ている、そういったエネルギーをなんとかこれから活かしていきたい、また、観光として小樽の方向から稚内、そちらに抜けるような沿岸、こちらの道路のちょうど結節点、それも道央圏連絡道路、千歳の方から来る道路とのちょうど結節点ということで、観光ですとかそういったインバウンドにも対応したような街の作り方をしていかなければいけない。で、こういった観光ですとか新港地区の発展軸、こういったものを旧石狩、それから厚田、浜益、こういった少しずつですね、歴史の違うそれと街の成り立ちが違うところに、どういう風に落とし込んでいって、街全体を発展させるかというところでですね、こちらでいけば、これを軸として、これをエンジンとして こういったそれぞれの地区に、どういう風にそのエネルギーを分け入れていくかというようなことで、それぞれの生活があったり、観光があったり、農業ですとか漁業ですとか、第一産業があったり、また新港地区があったり、そういうところに人が行く、また、観光が行く、それと札幌から来るような人をなんとか石狩の中に住まわせようとか、またこういった道路網ですとか、こういったものを生かした中で更に農業ですとかを発展させていこうとかで、エンジンとエネルギーを供給する、この4つの部分ということで目指しておりますので狭くはないかということでは、全体を見据えてほしいこういうところに4つの配分で分けたという風に考えていただければと思います。

事務局としては以上です。

<事務局長：清水部長>

ちょっと一点、補足的に私の方から目指す都市像について申し上げたいと思いますけれども、長原委員からご質問がありました通り、狭く感じる部分は確かにあろうかと思います。

その理由と致しましては、只今、課長からご説明申し上げましたけれども、もう一つ違う視点で申し上げますとですね、この4つの計画は国土交通省が所管している計画でございます、石狩市においては、どこの自治体でもそうなのですが、総合計画というのがございます。それが一番上の計画になります。

そして私共の4つの計画は、それを受けた計画、都市整備の分野別の計画という位置づけになりますので、そうなりますと、水と緑の豊かな街というところをいってしまうと総合計画になってしまいますので、やはり国土交通省所管、私共都市整備を分担する部局として何

がアピールする、この計画を市民の方々にアピールする、あるいは全国の方々にアピールするかというところを考えたときに、目指す都市像というのが、また石狩市の違う側面をクローズアップさせるという意味で非常に良いのではないかというふうに事務局側で考えまして、こういったフレーズを使ってみました。今回こういう図面、よく北海道における石狩市の位置図はよく出ますが、ここまで俯瞰して上空から見て、石狩市と他地域との連携を図示をして表現しているのは、多分石狩市にある計画の中でも、あまりないと思うんですね。場所を示す地図はありますけれども、こういった形で千歳空港だとか、国立公園、国立公園の連携だとか、やはり私ども考えるのは、ネットワークである道路というのは非常に重要でありますので、その道路をどういうふうに整備するのかというのは、市の道路だけじゃなくて国道、道道に対しても、どういうふうに要望していくか、こういう風にして欲しいという事をイメージするためにも、この図面は必要でありましたし、繰り返しになりますけれども、目指す都市像も、そういった都市整備の視点、道路整備ですとか、港湾整備、空港は千歳空港にありますけれども、そういったものに対して、どうやって石狩市として全体の中で支えていくか、北海道の中の石狩市はどうあるべきかを考えまして、この図面と、この目指す都市像の中に盛り込まれている、ここに記載している状況でございます。以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

パブリックコメントとかも出すという話なので、その時にやはり分かりにくいという声が出ればまた直るのかもしれないですし、僕としては結構重要な指摘だったかなと思いますから、もし工夫の余地があれば考え続ける所ではあるかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

<神代委員>

神代です。すみません、新任委員なので、ちょっとこれまでの経過がわからない中での、簡単な質問になるのですが、目指す都市像っていうところ、今、説明があって、「国際物流・エネルギー港湾都市」という部分は、市民にとっても、そういったまちにしていきたいという思いが、裏付けがあつてのこの目指す都市像なのかなという所が、今回、この何年にも渡ってこれを作ってきてくださった皆様の中でも共有されているのかなって所が、私はちょっとどうなのかなとは、思っております。ですので、そういったことを裏付けるように、港湾地区のその道路整備、または企業立地の促進とかがついている部分に、すごく力が入っている計画の立地適正計画なのかなと思っております。ですので、立地適正計画に関してお聞きしたいのが、これは多分コンパクトシティみたいな所からの法制度だと思うのですが、これは厚田・浜益っていう所には言及しなくても良いのでしょうか。それを一点聞きたいのと、あと、緑の基本計画の中に公園は入れていきますってお話があったと思うのですが、花川南・花川北と高齢化が進んでいく中で、公園機能の役割というもの、ど

んどん変わってくると思いますが、そのあたりの言及とか、これからどういう風にしていくか、十分に公園の量、面積はあると考えられているということは書いてありますが、それを維持、活用していくというところも計画に入っていたらいいなと思いました。もう1つ住生活基本計画ですが、資料にある（予定）という部分は、住民の説明会までには、内容が入ってくるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。以上です。

<岡本会長>

三点、お願いします。

<事務局：佐藤課長>

まず、立地適正化計画につきましては、厚田・浜益が入っていないがという事ですが、おっしゃる通り、法律の対象範囲が都市計画区域内でございまして、厚田・浜益、それから石狩の一部、高岡などの部分については、都市計画区域外になっておりますので、そこについては入ってございません。それについては、50 ページの図を見ていただくと都市計画区域内がどこかというのが分かります。緑地の図面でございますけれども、黒い線、行政界、小樽、札幌の部分については行政界の部分で区切られて、それから厚田ですとか、厚田方向については一点鎖線で区切られておりますが、ちょうどこの一点鎖線の部分の左側、旧石狩側が都市計画区域内、という事でこちらの部分です。それから、花川南・花川北、こちらについての公園のあり方ですとか、そういった部分については、もうちょっと現状を踏まえた中での書き込みがあると良いなという事だと思いますが、まずはそういった地区ごとの個別の計画、そういったものについては、それぞれの公園の計画の方でそれぞれ検討してやっていくという事になっています。この中でいけば、例えば30 ページで見ていただくと、例えば、右の下の方に「水とみどりのネットワークの創出」と、黒ぼっちが3つぐらいありまして、黒ぼっちの3つ目の「公園等の多面的な利用の検討」ですとか、今、こういったものは子育ての部門で検討しております、樽川の「石狩ふれあいの杜公園」ですとか、そちらの方での検討などについてもここに書いており、ここでは具体的な事は書きませんが、そういった思いが詰まっている部分でもございます。

それと住生活基本計画の部分でございまして、市民説明会の段階でもこの状況でございます。住生活基本計画は、現在、作成しておりますが、パブリックコメントをしようとする段階で、双方、同じ時期にやる事によって中身を両方とも見ていただけるようなタイミングで、それぞれパブリックコメントを終わらせて、終わらせたものを合体させるというような形で考えております。以上です。

<事務局長：清水部長>

ちょっと一点補足です。

住生活基本計画、これ、別にやっている部分については、こちらはかなり数値目標が出て

きますので、その今数字の分析をしていますので、若干、他の3つの計画と足並みが違う部分もありまして、別に委託をかけて分析をして、数値目標で皆さんにお示しするようになるので、そういった部分でちょっとタイミングが合っていないということもご理解願いたいと思います。それともう一点、これについては課長の方からも説明ありましたが、都市骨格方針を受けて、公園整備部局ではこれからの公園の在り方についてはかなり具体的に検討しなくてはいけないと思っておりますので、ご質問にありましたように、この地区においては高齢者にふさわしい公園にしたほうが良いのでは、あるいは子供に特化したほうが良いのではないかと、あるいは民間活力を導入して、というように、総合的に、今後検討していかなくてはいけないと考えているところでございます。以上です。

<岡本会長>

はい、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

なかなか新しい、あまり全国的にも見られないであろう仕立て方にトライさせられているので、僕も最初面くらったのですけれども、手作り感満載なところが愛おしいですけれども、もう少し見栄えの統一とかも今後図られて行くのかなとも思っておりますし、もう思い切って全部横使いにしちゃうとかね、もっと変えても良いのかもしれないですし。

いずれにしても、僕が思ったのは、なかなかやっぱりこの仕立て方が理解しにくいと思うのですよね。総合計画という、どんなまちにしたいっていうビジョンをまず描くじゃないですか。都市としてとか、福祉としてとか、それぞれの分野で、こんなまちにしたいって描くじゃないですか、ビジョンを。で、更に、個別の事業に事業化できるような計画がまた出てくるので、結構、段が積み重なっているのですよね。その段の積み重なりがなかなか分からないままこれを見ると、どこの話をしているのかっていうのが結構混乱されるかもしれないので、もしかしたら、総合計画があって、まちづくりの話、福祉の話、もうちょっと広域な話みたいな枠組みがあって、この辺の話をしているのですよ、というのが見えて、さらにその中に緑があってまちがあって、という入れ籠状態の全体像の分かるものが最初にあったほうが伝わるのかなとちょっとっては見ていました。

先ほどもありましたけれども、立地適正化計画とか検討中だという住生活基本計画の方は、かなり数字が出てきたり、特に立地適正化計画については都市計画マスタープランの高度化版ということで、どの場所でどの位のことを目標にしていくの、という数字と範囲の指定がかなり詳細になってくるのが特徴だと思いますから、そこもやっぱり全体の計画同士の関係性ももう少し見えているほうが、もしかしたら市民説明会等でも、分かりやすさを促す最初のステップ、導入になるのかなと思って聞いていました。

<事務局：佐藤課長>

一つ補足として、今、この「(仮称)石狩市都市骨格方針」ということで、二年前から策定

を進めておりました、この名称を「石狩市都市整備骨格方針」と、こういうような形に変えていかうかと考えております。と、言いますのも、都市骨格という、やはり今のお話しにもありましたように、総合計画をイメージするような部分もありまして、その中で国土交通省所管の計画を一つに束ねると、市民に分かりやすさといったところでいくと、ネーミングも「都市整備骨格方針」の方が、部分的な分野をお示し出来るのではないかと考えております。今回のこの説明も、それから市民説明会でも、「(仮称)石狩市都市骨格方針」ということでいきますが、パブリックコメントの段階では「石狩市都市整備骨格方針」という形に変えて参りますというようなアナウンスをさせていただきたいと思っております。これも分かりやすさの一つという事でご理解いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

<岡本会長>

はい。今の名前に「整備」を入れるというお話しですけども、特にご異論はありませんね？はい、ありがとうございます。

では、本日、議題が事前説明案件が2つありますので、2つ目を進めて、また何かありましたら戻っても構わないので、最後にまとめてお話し聞こうと思っておりますけれども、まず案件2の方も進めていきたいと思っております。説明の方よろしくお願ひします。

<事務局：木本主査>

事前説明案件の②「札幌圏都市計画地区計画（石狩都心地区）の変更について」、ご説明させていただきます。

はじめに、地区計画というものに関しまして簡単にご説明させていただきます。地区計画とは、全国共通ルールが適用されている商業地域や工業地域などの名称で使われる用途地域という都市計画に、市独自に上乘せして、重ね合わせて定めることができる都市計画の手法で、小さい地区を単位として、その地区の特性に応じ、建築できる建物の種類や配置などのルールを決めており、本市では13地区設定してございます。

それでは、お手元の資料1ページをご覧ください。

今回、変更対象となっている地区が、青い枠で囲われている、この市役所周辺の地区で、名称が「石狩都心地区」という名称の地区計画でございます。

資料の2ページをご覧ください。

地区の状況を簡単にご説明させていただきます。

平成24年当時の航空写真でございますが、上の方に市役所がございます。下の方にいきますと、赤枠で囲った部分、こちらが変更箇所でございます。

ここは、花川北6条3丁目にある国有地となっております。

資料の3ページをご覧ください。

現在、どのようになっているかと言いますと、当時、こちらの方には施設がございましたが、当時あった施設は取り壊されて、更地となっております。周りはフェンスで囲われてい

る状況でございます。

次に、資料の4ページの「3. 都市計画変更の目的」というところをご覧ください。

今回、地区計画を変更する理由でございますが、これまで、当該地区内に国土交通省所有の土地がございまして、航空保安施設がございました。先ほどご説明したとおり、現在はその役目を終え更地となっており、今般、国のほうで、民間へ売却する予定となっております。現在、国が所有し管理してきたことから、地区計画の区域には入っておりますが、実際に建物の上乗せルールを定める、「地区整備計画区域」には入っておりません。そこで、今回の民間への売却を機会に、「地区整備計画区域」に入れて、周辺地区と同じ建物ルールとなるようにするものでございます。

資料の5ページをご覧ください。

こちらが、新旧対照図となっております。

黒の太枠で囲まれた地区が、地区計画の区域、「石狩都心地区」の区域となっており、その内、色が塗られている箇所が、「地区整備計画区域」と言われる区域で、先ほどご説明したとおり、実際に建物の上乗せルールが決められている箇所であります。

上の「新」の図をご覧ください。変更対象となっている箇所は、赤枠で囲っているところで、新旧の図を見比べていただきますと、下の図、これは現在の状況なのですが、該当箇所に色が塗られておりません。国有地のほか、都市計画道路、都市計画公園については、建物のルールが適用される「地区整備計画区域」から除外しているためでございます。

今回、国が土地利用を変更して、民間に売却するとのことでございますので、上の図のように、周辺地区と同様に建物の上乗せルールを適用させるため、「外壁後退距離の制限」というものと「敷地面積の最低限度」をあらかじめ設定するものでございます。

スライドをご覧ください。と思えます。

「外壁後退距離の制限」と「敷地面積の最低限度」のイメージ図となっております。

具体的には、ゆったりとした街並み空間の確保のほか、隣の土地への落雪の影響などの緩和のため、隣の土地との境界から建物の壁との離れ、これを「外壁後退距離」と呼んでおりますが、この距離を定める、「外壁後退距離の制限」、図の中の赤い矢印の距離ですが、この距離を何メートル以上離してください、というルールを設ける事としております。今回の変更では、周辺地域と同じく1メートル離してくださいとする予定でございます。また、将来狭い土地に建物が密集し、建て詰まりが起きないように、敷地の大きさの最低基準である「敷地面積の最低限度」を、図ではこの緑色の敷地に関してなんですけれども、この敷地面積の最低限度を設ける予定で、今回は周辺とあわせて200㎡以上とするように致します。

次に、この変更に伴う今後の手続きについてご案内させていただきます。本日の本審議会の後、8月15日から29日までの2週間、法に基づく案の縦覧を行うこととしております。そして、案の縦覧終了後、9月中に、本審議会へ正式に諮問し、答申をいただきましたら、最終的には10月を目処に変更手続きを完了する予定であります。

事前説明案件の2の説明は以上でございます。

<岡本会長>

はい。ありがとうございます。ご質問、ご意見、確認しておきたい事等、ございますでしょうか？

では、僕のほうから質問なのですが、国が売却するというお話で、今後、民間事業者さん等が購入して戸建て住宅敷地のように割り付けて販売されるというような予定まで見えているのかどうか、そこまで見えていない、若しくは言えないということもあるかもしれないのですが、どんなイメージなのか、もし分かれば教えてください。

<事務局：佐藤課長>

全く分かりません。

<岡本会長>

戸建て住宅地の中の、ある程度広い敷地として石狩市としてこんな風に活かして欲しいみたいな、そういう姿勢は示す機会とかはないのですかね、逆に。

<事務局：佐藤課長>

どうでしょう、まずはこの0.3ヘクタール程度の土地があるのですが、きっとそのまま使うとすれば集合住宅用地が、一棟、二棟くらいと駐車場とか、大きく使わないと、ちょっと使い切る土地ではないだろうと。また、これを戸建て住宅用にするとすれば、そんなに件数は多くないですが、中にきっと道路を造らなくてはいけないですとか、それにあわせての最低限のインフラなどを入れていかななくてはいけないというと、今度は整備費自体をペイできるのかなどもありますので、大きさ的には非常に微妙なところかなと思うところで、工夫が必要だなというふうには考えてはいます。

その辺、色々、実際に売却されるような手続きになって、ご相談される企業様などがあれば、出来るだけ情報をお渡ししてですね、適正なまちなみを検討していただければと思っております。以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。

<三津橋委員>

ちょっと、いいですか？道路抜けているのですか？この図面で見ると。分からないですね。

<事務局：佐藤課長>

道路は無いですね。

<三津橋委員>

それならそれでね、今、既存に建っている建物ありますよね。これ、隣棟間隔は保たれるのだろうか？

<事務局：佐藤課長>

今ですね、外壁後退距離、今ある住宅の方々自体もそこについては現行の地区計画がかかってございまして、地区計画の整備計画がかかっております。

<三津橋委員>

そういうことじゃなくて、地区計画はあとから制限をかけたものだから。ここ、古い宅地だから。

<事務局長：清水部長>

区画整理と同時に建てましたので、このルールに則って建てております。

<三津橋委員>

まあ、はい。分かりました。大丈夫ですか。

<事務局長：清水部長>

中には当然、換地前とかですね、区画整理事業前の建物もありますけども、まあそういった部分も見通した中で、換地計画をして区画整理事業が完了しておりますので、ほとんどが地区計画、更地の段階で地区計画をかけていますので。

新しい建物については全て適合しているというふうに認識しているところです。

<岡本会長>

はい。いかがでしょうか？大体よろしいですかね。異議等は無いですね。それではですね、あとでまとめてって話もしたので①のところ、ありましたけれども、そういえばこれ聞いておきたかったっていう所があれば、①、②通しで伺いたいと思いますが、大丈夫でしょうか、いかがでしょう。よろしいですね。

それでは他にご意見、ご質問無いようですので、これで本日予定していた案件についての審議を終了したいと思います。次第に沿っていくと7番ですね、その他、事務局から何か連絡はありますでしょうか？

<事務局：佐藤課長>

はい、事務局から2点ございまして、まずは一つ目、本市では「石狩市行政活動の市民参

加の推進に関する条例」に基づきまして「審議会等ガイドライン」というものを作成しております。これを受けて本審議会における議事録の作成方法、それから確認・確定方法、傍聴者からの感想・意見の提出方法、この3点の取扱いについて、従前の本審議会での取り決めをしております。1点目の議事録の作成は録音による全文筆記として、2点目の確認・確定方法、これについては会長と会長が指名した委員により行うものとして、3点目の傍聴者からの感想・意見の提出方法につきましては、出された意見等を次回の審議会の冒頭でご報告する事としております。今期の審議会でも従前の方法で、まず行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうかという確認なのですが。

<岡本会長>

異議ありませんね。

<事務局：佐藤課長>

それではそのように、取り進めさせて頂きたいと思えます。

それと、2つ目でございます。次回の都市計画審議会の日程調整をさせていただきます。日程を申しあげる形になりますが、次回ですね、本日ご説明させていただきました地区計画の変更について、諮問させていただき予定となっております。

つきましては、9月9日18時30分に開催という事で、この日しか無いものですから、予定をしております。後日ですね、事務局から再度スケジュールの確認をさせて頂きたいと思えますので、開始時刻が遅くなり大変申し訳ございませんがよろしくお願い致します。以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。

では、先ほど説明頂いて異議無しとのことだった、議事録の確認・確定については、私、岡本と三津橋委員で行いたいと思えますので、よろしくお願い致します。はい、それではこれで、長時間、ご意見等ありがとうございました。

また、次回よろしくお願い致します。これで終わります。

令和元年9月13日 議事録確認

会 長 岡本 浩一

委 員 三津橋 昌博